

郡山市上下水道局公正入札調査委員会設置要綱

平成14年4月1日制定
令和7年3月31日最終改正
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局（以下「局」という。）が発注する工事等、物品調達、業務委託又はその他の契約の競争入札の適正かつ円滑な執行を期し、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、郡山市上下水道局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに工事に係る測量、設計及び調査（以下「測量等」という。）並びに工事に係る製造の請負（工事に係る土木及び建築資材の購入を含む。）をいう。
- (2) 物品調達 物品の買入れ、製造の請負（前号に該当するものを除く。）及び修繕をいう。
- (3) 業務委託 第1号に該当するものを除く全ての業務委託をいう。
- (4) その他の契約 修繕（第1号に該当するものを除く。）及び賃貸借等をいう。

(処理事項)

第3条 委員会は、工事等、物品調達、業務委託又はその他の契約について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通知、事情聴取の実施、入札の延期その他当該入札談合に関する対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には局長を、副委員長には上下水道事業管理者が指名する次長をもって充てる。
- 3 委員には総務課長、経営戦略課長、営業課長、水道施設課長、浄水課長、堀口浄水場長、下水道整備課長及び下水道保全課長をもって充てる。
- 4 処理事項に関して特に必要があると認めるときは、臨時に委員を置くことができる。
- 5 委員長は会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を招集するものとする。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者に出席を求め、意見を聴取することができる。

4 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

5 委員は職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務課に置くものとする。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。